

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第9報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成30年11月30日 厚生労働省告示第406号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・平成30年11月30日 保医発1130第3号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・平成30年11月30日 保医発1130第5号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早338		下から17行目	<p><b>120 生体弁</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 異種心膜弁(Ⅱ)システム 1,030,000円</u></p> <p><u>注 ア 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、大動脈弁弁尖の硬化変性に起因する重症大動脈弁狭窄症を有している患者に使用する場合に限り、算定できる。</u></p> <p><u>イ 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</u></p> <p><u>ウ 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、胸腔鏡下弁形成術・弁置換術の施設基準を満たす医療機関で使用した場合に限り、算定できる。</u></p>	<p><b>120 生体弁</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
373	右	下から19行目	<p><b>C152-2 持続血糖測定器加算</b></p> <p>(1) 入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、持続的に測定した血糖値に基づく指導を行うために持続血糖測定器を使用した場合に算定する。</p> <p>ア 血糖コントロールが不安定な1型糖尿病患者であって、持続皮下インスリン注入療法を行っている者<u>及び</u><u>間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合であって皮下インスリン注入療法を行っている者。</u></p> <p>イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、持続皮下インスリン注入療法を行っている者。<u>ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いた場合は除く。</u></p> <p>(2) 当該加算を算定する場合は、(1)のア又はイのいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>	<p><b>C152-2 持続血糖測定器加算</b></p> <p>(1) 入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、持続的に測定した血糖値に基づく指導を行うために持続血糖測定器を使用した場合に算定する。</p> <p>ア 血糖コントロールが不安定な1型糖尿病患者であって、持続皮下インスリン注入療法を行っている者</p> <p>イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、持続皮下インスリン注入療法を行っている者</p> <p>(2) 当該加算を算定する場合は、(1)のア又はイのいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載する<u>こと。</u></p>	字句挿入

(3) 同一月において、区分「C152」間歇注入シリンジポンプ加算と当該加算は、併せて算定できない。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については「注2」の加算を算定できず、間歇注入インスリンポンプを併用した場合には区分「C152」間歇注入シリンジポンプ加算を併せて算定できる。

(4)～(5) 略

(6) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については、急性発症又は劇症1型糖尿病患者に限り、かつ以下の項目を満たした場合に限り算定できる。

ア 関連学会が定める適正使用指針を遵守して使用していること。

イ 本医療機器を使用する患者にあつては、1日あたり少なくとも2回の自己血糖測定を行っていること。

ウ 皮下連続式グルコース測定に関する施設基準の届出を行っている医療機関であること。

エ 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。

オ 糖尿病の治療及び持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、適切な研修を修了した常勤の看護師又は薬剤師が1名以上配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次の要件を満たすものであること。

(イ) 医療関係団体等が主催する研修であること。

(ロ) 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものであること。

カ エ又はオに掲げるものが、患者又は患者家族等に対し、持続血糖測定器の使用法の十分な説明や持続血糖測定器の結果に基づく低血糖・高血糖への対応等、必要な指導を行うこと。

(7) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合は、患者ごとに指導者名が記載されている指導記録を作成し、患者に提供すること。また、指導記録の写しを診療録に貼付する。

(3) 同一月において、区分「C152」間歇注入シリンジポンプ加算と当該加算は、併せて算定できない。

(4)～(5) 略  
(新設)

396	右	上から4行目	<p><b>D004-2 悪性腫瘍組織検査</b></p> <p>(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる<u>こととし、マイクロサテライト不安定性検査については、家族性非ポリポーシス大腸癌の診断を目的とする場合、又は局所進行若しくは転移が認められた標準的な治療が困難な固形癌の薬剤治療方針の選択を目的とする場合に、本検査を実施した後に、もう一方の目的で本検査を実施した場合であっても、別に1回に限り算定できる。</u>早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。</p> <p>ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査</p> <p>イ 膵癌におけるK-ras遺伝子検査</p> <p>ウ 悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査</p> <p>エ 消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査</p> <p>オ <u>家族性非ポリポーシス大腸癌又は局所進行若しくは転移が認められた標準的な治療が困難な固形癌</u>におけるマイクロサテライト不安定性検査</p> <p>カ 悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</p> <p>キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p><b>D004-2 悪性腫瘍組織検査</b></p> <p>(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。<u>(ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。)</u>また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」K-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。</p> <p>ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査</p> <p>イ 膵癌におけるK-ras遺伝子検査</p> <p>ウ 悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査</p> <p>エ 消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査</p> <p>オ 家族性非ポリポーシス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査</p> <p>カ 悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</p> <p>キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</p> <p>(2)～(5) 略</p>	字句修正
400	右	上から1行目	<p><b>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</b></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><b>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</b></p> <p>(1)～(3) 略</p>	字句挿入

			<p>(4) FLT3遺伝子検査</p> <p>ア FLT3遺伝子検査は、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異又はチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ウ 本検査、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p>	(新設)	
402	右	下から16行目	<p>D006-4 遺伝学的検査</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてBRAF遺伝子検査を実施する場合にあっては、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものを準用して算定することとし、注の規定及び(1)～(7)の規定は適用しない。</p>	<p>D006-4 遺伝学的検査</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
546	右	下から1行目	<p>E203 コンピューター断層診断</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) FFR<sub>CT</sub>の解析を行うものとして薬事承認を取得したプログラムを用いた解析結果を参照してコンピューター断層撮影による診断を行った場合には、画像診断通則の「5」「画像診断管理加算」の所定点数、コンピューター断層撮影診断料通則の「3」の所定点数、E 1 01 -2 ポジトロン断層撮影の「2」の所定点数、E200コンピューター断層撮影(CT撮影)(一連につき)の「1」「イ」「(2)」及び「注4」の所定点数並びにE203コンピューター断層診断の所定点数を合算した点数を準用して算定できる。</p> <p>ア 本検査の結果によりFFR<sub>CT</sub>陰性にも関わらず、本検査実施後90日以内に冠動脈造影検査(D206 心臓カテーテル法による諸検査)を行った場合は、主たる技術の所定点数のみを算定する。</p>	<p>E203 コンピューター断層診断</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

イ 本検査の算定にあつては、E200のうち準用点数に掲げるもの、D206「注4」、D215「3」「ホ」、E101、E101-2、E101-3、E101-4、E102及びE202との併算定はできない。

ウ 検査結果と、患者に説明した内容を診療録に記載した場合に算定出来る。

エ 心臓CT撮影が必要な医学的理由、心臓CTによる診断のみでは治療方針の決定が困難である理由を患者に説明した書面又はその写を診療録に貼付する。

オ 関連学会が定める「FFR<sub>CT</sub>適正使用指針」に従って使用した場合に限り算定できる。算定にあつては、下記について診療報酬明細書の「摘要欄」に記載及び添付する。

(イ) 実施施設が日本循環器学会の研修施設、日本心血管インターベンション治療学会の研修施設及び日本医学放射線学会の総合修練機関のいずれにも該当すること並びにその証明書。

(ロ) 本品によるFFR値。